

ラスカ茅ヶ崎ホール・会議室利用約款

(総則)

第1条 湘南ステーションビル株式会社(以下「甲」という。)は、ラスカ茅ヶ崎店に設置したラスカ茅ヶ崎ホール(以下「ホール」という。)及びラスカ茅ヶ崎会議室(以下「会議室」といい、ホールと会議室を併せて「本施設」という。)を利用するお客さま(以下「乙」という。)が本施設のサービスを利用するうえでの取扱いルールを定め、以下のとおりラスカ茅ヶ崎ホール・会議室利用約款(以下「本約款」という。)を定める。

(本施設)

第2条 本約款に基づき、乙が利用することができる甲の本施設は、次のとおりとする。

- ①ラスカ茅ヶ崎ホール
- ②ラスカ茅ヶ崎会議室

2 前項に定める本施設の利用形態は、別表1のとおりとする。

(付帯設備)

第3条 本施設内に設置した付帯設備及びその利用料金は、別表2のとおりとする。

2 付帯設備の利用について、乙は甲に事前に第4条に定める利用申込書に必要事項を記入し、申し込みをしなくてはならない。

3 甲がホールに常設するピアノの調律を希望する場合は、乙が手配し、係る費用を負担しなければならない。(利用の申込方法及び受付時間)

第4条 本施設の申し込みは、利用日の6か月前の1日より予約開始とする。ただし月の初日が甲の休店日の場合は、その翌日を受付の開始日とする。

2 本施設の申し込みは、甲の営業日とし、6階サービスカウンター(午前11時00分から午後7時00分)又は専用電話(午前11時00分から午後5時00分)での受付とする。ただし、毎月1日の受付開始時間は、6階サービスカウンターが午前10時00分から、電話受付が午後1時00分からとする。

3 乙は、前項の利用において利用申込書の提出をもって本予約とする。

4 乙が、専用電話で申し込みをした場合は、仮予約とみなし、電話受付から2週間以内に利用申込書をサービスカウンターへ提出又は、FAXで申し込みをしなければならない。甲は、乙から利用申込書を受取り本予約とする。

5 乙は、利用予定日の45日前までに、ホールのセッティング内容・利用備品の打合せを甲と行わなくてはならない。

6 乙の仮予約は、2件までとする。

7 乙が未成年の場合は、保護者の承認を受けなくてはならない。

(本施設の利用時間及び利用料)

第5条 本施設の利用料は、別表3のとおりとする。

2 ホールの利用時間及び利用料は、基本時間を3時間とし、以降1時間ごとに延長時間及び料金が発生する。また会議室の利用時間及び利用料は2時間を最低利用時間とし、以降1時間ごとの利用料金が発生する。

3 本施設の利用時間はラスカ茅ヶ崎店の営業時間内(午前10時00分から午後9時00分、日・祝は午後8時30分)とする。

4 前項の利用時間には、会場の乙の準備・片付け等の整理整頓を含むものとする。

5 乙は利用時間を超過しての利用は出来ない。利用が認められた場合の延長料金を甲は、乙に請求することができる。

6 利用料の支払方法は原則現金前払いとする。但し、乙が銀行振込を申し出た場合、甲が請求書を発行し、甲の指定する金融機関の口座へ請求書に記載する支払期限までに振込により支払わなければならない。この場合、支払期限が金融機関の休日に当たる場合は、前営業日を支払日とする。

7 振込手数料は、乙の負担とする。

8 乙の本施設の利用料に係る、JREポイント、駐車サービス及びラスカ茅ヶ崎で実施されるキャンペーン等は対象外とする。

9 乙は、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めにより、課税対象となるものについては消費税を負担するものとし、その消費税相当額については乙の負担額に加算して甲に支払うものとする。

(利用料の改定)

第6条 甲は、その負担する公租公課及び建物管理費の増加、その他一般経済情勢の変動等により、第5条第1項に定める利用料を改定する必要があるときは、いつでも利用料を改定することができる。

(利用の制限)

第7条 本施設の利用にあたっては、次の各号のとおり利用を制限する。

(1) ホールにて楽器の演奏又は合唱を行う場合は、全室利用を条件とする。なお会議室における楽器の演奏又は合唱は不可とする。

(2) 利用できる楽器はホール常設のピアノのみとする。

(3) 会議室におけるケータリングの利用及び食品又は飲食料品(酒類を含む)の持込みは不可とする。

(4) 本施設の利用日が重複した場合は、利用申込書を先に提出予約した方が優先して備品を利用できることとする。

(5) 甲の休店日及び甲の指定した日の利用。

(指定レストラン)

第8条 乙は、ホールにおいて甲が指定するレストラン(以下「指定レストラン」という。)で宴会メニュー(以下「ケータリング」という。)を利用した場合は、利用料の割引(以下「割引サービス」という。)を受けることができる。

2 前項に定める対象時間は、基本利用時間の3時間とし、超過して利用する場合は、延長料金が発生する。この場合、延長料金を割引サービスは適用されない。

3 乙がホールの終日利用で指定レストランのケータリングを利用した場合は、割引サービスは適用されない。

4 乙は、ホールにラスカ茅ヶ崎店の店舗で購入した食品又は飲食料品(酒類を含む)を持ち込むことができる。但し、割引サービスは適用されない。

5 乙は、指定レストラン又はラスカ茅ヶ崎店の店舗以外で購入した食品又は飲食料品(酒類を含む)を持ち込み飲食してはならない。

(禁止事項)

第9条 乙は、本施設の利用にあたっては次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 本施設の利用権を第三者に譲渡又は転貸すること
(2) 販売に繋がる契約や展示販売・商品の試飲販売等の営利目的又は特定の政治、宗教活動及び反社会的活動を行うこと

(3) マイクを利用した合唱・発表会、カラオケ・コーラス活動を行うこと

(4) アンプを利用した楽器(エレキギター等)、三味線等の弦楽器、ドラム等の打楽器の演奏を行うこと

(5) 音漏れ、本施設外での受付、歓談及び一般のお客さ

- ま又は周辺店舗への迷惑を及ぼす行為をすること
- (6) 甲の担当者より利用に関する注意喚起を受けたにもかかわらず利用を続けること
 - (7) 利用申込書記載内容以外の利用をすること
 - (8) 本施設・付帯設備等を汚損、破損させる恐れのある行為をすること
 - (9) 本施設内で喫煙すること
 - (10) 建物・本施設内の設備等への画鋲・ガムテープ等を利用して掲出すること
 - (11) ホール利用中の天井からの壁仕切りの入れ替えを行わないこと
 - (12) その他、公序良俗に反する内容と甲が判断した利用内容

(遵守事項)

第10条 乙は、本施設利用にあたっては次の各号に定める事項について遵守しなくてはならない。

- (1) 乙は、利用時間を必ず遵守すること
- (2) 乙は、第5条第3項に定めるラスカ茅ヶ崎店の営業終了時間まで本施設を利用する場合、営業終了時間までに本施設の使用(第11条に定める搬出、本施設内の片付け含む)を終了し、その15分後までに全員が退館すること
- (3) ホールを利用する場合、甲にテーブル等のセッティングを依頼する場合は、乙は、甲と45日前までにテーブル・椅子・セッティング利用備品の打合せを行い、「音響・照明設備等付帯設備」の取扱方法を事前に受けること
- (4) 前号の期日までにセッティングの打合せが出来ない場合は、乙が準備を行うこと
- (5) 会議室を利用する場合、会場のセッティングは乙において行い、利用後は利用前の状態にもどすこと
- (6) 本施設利用時間中は、利用申込書記載の担当者が必ず常駐すること
- (7) 乙は、会場受付・誘導・案内・貴重品の管理等の防犯対策を責任を持って行うこと
- (8) 誘導・案内人を配置する場合、乙は、甲に事前に申告し、甲が承認した場所、人数及び方法で行うこと
- (9) 甲が事前に認めた持込備品等の管理は乙が行い、持込品の廃棄物等は乙が責任を持って持ち帰ること
- (10) 乙は、ラスカ館内への危険物、ペット又は他人へ危害を加える恐れのあるものを持ち込まないこと
- (11) 本施設利用前に非常口・非難通路・防災設備等を予め確認しておくこと

(搬出入)

第11条 乙は、本施設内に備品等の搬出入を行う場合は、事前に甲に申し出て、甲が指定する搬出入方法で行わなければならない。

- 2 搬出入は、第5条第3項に定めるラスカ茅ヶ崎店の営業時間内に乙自身で行うこと。
- 3 利用開始前の搬出入が必要な場合は、別途延長料金を甲に支払い、甲が定める作業届を提出し、甲の指示に従うこと。
- 4 ラスカ地下駐車場(高さ 2.2m以下)に入場できない車両では搬出入をしてはならない。
- 5 台車等を利用する搬入を伴う場合は、一般のお客さまエレベーターを利用しないこと。乙は、甲に事前に申し出て、甲が指定する搬入方法で搬入を行わなければならない。
- 6 乙は、ラスカ地上駐車場を使用して搬出入を行ってはならない。

(申し込みの取消し・キャンセル料)

第12条 乙は、利用予定日前に申し込みを取り消す場合

は、甲に対し、利用予定日の31日前までに甲に連絡をしなければならない。

- 2 乙は、利用予定日から31日前までに取消しをする場合、別表4に定めるキャンセル料を支払わなければならない。
- 3 乙は、同月内に2件以上本予約をしており、いずれかを利用予定日の31日前までにキャンセルした場合又は本施設の運営に著しく影響を及ぼす悪質な予約キャンセルと甲が判断した場合は、前項の定めに関わらず甲に利用料の10%をキャンセル料として支払わなければならない。
- 4 乙は、ホールにて指定レストランを利用する場合の前日又は当日キャンセルをする場合は、レストラン料金全額を支払わなければならない。

(違反金)

第13条 乙が本約款に違反した場合、甲は乙に対し利用料金の50%を違反金として請求することができる。

(遅延損害金)

第14条 乙が利用料及びその他甲に対する債務の支払を延滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 乙の帰責事由により本施設及び付帯設備に損傷を与えた場合は、乙がその費用を負担しなければならない。

(通知義務)

第16条 乙は、利用時間を厳守するとともに利用開始時及び終了時に必ず6階サービスカウンターに申し出なければならない。

- 2 乙の利用時における事故等が発生した場合、直ちに甲に申し出なければならない。
- 3 乙は、利用設備等に不具合がみられた場合、又はそのおそれがあると認められるときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(利用の即時解約)

第17条 甲は、乙又は乙の行為が次の各号の一に該当したときは、直ちに催告を要せずに乙の本施設の利用を解約することができる。

- (1) 本約款の定めの一に違反したとき
- (2) 甲の指示に従わないとき
- (3) 乙の利用内容が利用申込書記載内容と異なるとき
- (4) 乙の利用方法がラスカのお客さま及び近隣店舗の迷惑と甲が判断したとき

2 乙は、前項により本施設の利用を解約されたとき、利用料残額を甲に支払わなければならない。

3 甲が第1項各号の一に該当することにより本施設の利用を解約した場合は、乙に損害が生じたとしても、これを一切賠償する義務のないこととし、乙はこれを承諾する。

(本施設の明渡し)

第18条 乙は、次の各号の一に該当したときは、速やかに本施設を明け渡ししなければならない

- (1) 第5条に定める利用時間が終了したとき
- (2) 第12条に定める申込取消しをしたとき
- (3) 第17条に定める利用の即時解除条項の定め抵触したとき
- (4) 地震、津波、風水害、武力攻撃災害及び事故等が発生し、甲が一時避難及び待機の要請を茅ヶ崎市より受けたとき
- (5) 天災地変等により甲が災害時帰宅困難者受入れを判断したとき

(6) 第20条に定める反社会的勢力に該当すると甲が判断したとき
(免責事項)

第19条 甲は、盗難・天災地変・その他甲の責めに帰さない乙の損害については、その責を負わない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 乙(法人である場合には役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。)は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないことを確約する。なお、甲は、乙が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本施設の利用を停止することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲が本約款各条の規定により本約款を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また係る解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。(その他)

第21条 甲が本施設の営業に関する一部を変更する場合は、甲は、予告なく本約款を変更できるものとする。

(附則)

本約款は、2019年4月1日から施行する。

別表1(第2条第2項)

①ホールの利用形態

区分	坪数
全室	83坪
半室(A、B)	41坪
3分割(a、b、c)	28坪
2/3利用(a+b、b+c、a+c)	56坪

②会議室の利用形態

区分	坪数
全室	13坪

別表2(第3条第1項)

①ホールの付帯設備の種類及び料金(税抜き)

設備名	料金
テーブル(1,800×450)	無料
椅子	無料
演台	無料
マイク・マイクスタンド	無料
プロジェクター・スクリーン	無料
パーテーション	無料
音響機器(CD)	無料
ステージ台(H200×W2,400×D1,200)	1,000円/台
ピアノ(ヤマハG3)	7,000円
ピアノのステージ上への移動	50,000円

②会議室の付帯設備の種類及び料金(税抜き)

設備名	料金
テーブル(1,800×450)	無料
椅子	無料

別表3(第5条第1項)

①ホール利用料(税抜き)

区分	坪数	基本料金(3時間)	指定レストラン利用時	延長料金1時間	終日料金
全室	83坪 275㎡	40,000円	20,000円	10,000円	64,000円
半室(A、B)	41坪 137㎡	22,000円	11,000円	6,000円	35,000円
3分割	28坪 92㎡	15,000円	7,500円	4,000円	24,000円
2/3利用	56坪 184㎡	30,000円	15,000円	8,000円	48,000円

②会議室利用料(税抜き)

区分	坪数	基本料金(2時間)	延長料金1時間	終日料金
全室	13坪 44㎡	6,000円	2,000円	14,000円

別表4(第12条第2項)キャンセル料

申し込みの取消し	キャンセル料
利用日の31日前まで	0円
利用日の30日前～前々日まで	利用料の10%
利用日の前日、当日	利用料全額

以下余白